

静岡市情報通信基盤整備事業における事業者選定 実施要項

1 趣旨

本要項は、静岡市情報通信基盤整備事業の事業者を公募にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 名称 静岡市情報通信基盤整備事業

(2) 目的

本事業では、総務省の「高度無線環境整備推進事業（令和2年度第二次補正予算）」を活用した民設民営方式で、静岡市の光ファイバ未整備地域に光ブロードバンドサービスを提供するため、光ファイバによる情報通信基盤の整備について、静岡市が民間事業者の整備費用等の一部を助成し、市内における光ブロードバンドサービス未整備地域を解消し、もって地域におけるデジタルディバイド（情報格差）を是正することを目的とする。

(3) 事業実施箇所

静岡市内における光ファイバ未整備地域

なお、実施においては、整備単位を以下のとおりとする。

①葵区工区

主な未整備地域

井川、大川、清沢、大河内、玉川、梅ヶ島及び北沼上の一部

②清水区工区

主な未整備地域

両河内及び小島・庵原の一部

(4) 仕様

別紙1「情報通信基盤整備事業仕様書」のとおり

(5) 事業の実施期間

静岡市情報通信基盤整備事業補助金の交付決定日から令和3年3月31日まで

ただし、特別な理由により期限内での整備が困難と市長が認めた場合には令和4年3月31日まで延長を可とする。

3 スケジュール

実施内容	実施期間または期日
募集開始	令和2年9月11日（金）
質問書を提出する期間	令和2年9月17日（木）
質問書に対する回答	令和2年9月18日（金）
参加申込書提出期間	令和2年9月11日（金）～令和2年9月25日（金）

提出書類の受付期間	令和2年9月11日（金）～令和2年9月30日（水）
事業選定の審査	令和2年10月2日（金）【予定】
審査結果通知の送付	令和2年10月6日（火）【予定】

4 参加資格

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5項に定める電気通信事業者であること。
- (2) 静岡県内において、現に光ブロードバンドサービスを提供しているものであること。
- (3) 本事業の実施に当たり、総務省の高度無線環境整備推進事業（令和2年度第二次補正予算分）の活用を前提とする事業者であること。
- (4) 本事業において別紙1「情報通信基盤整備事業仕様書」を満たす事業者であること。
- (5) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）、県税及び市税を完納していること。
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

5 事前説明会

実施しない。

6 質疑・応答

(1) 質問方法

本事業者選定の実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式1）を電子メールに添付して、「14 問い合わせ先」宛てに送信するとともに、受領確認について電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問書提出期限以降の質問も、一切受け付けない。なお、電子メールの件名に「【会社名】静岡市情報通信基盤整備事業に係る質問書」と記載すること。

(2) 期限

令和2年9月17日（木）17時（必着）

(3) 回答方法

令和2年9月18日（金）までに、質問書に記載したメールアドレス宛に電子メールにて回答するとともに、必要に応じて市ホームページへ掲載する。

(4) 質問に対する回答の取扱いについて

質問に対する回答の内容は、本要項の追加又は修正とみなす。

7 参加申込みの手続き

(1) 提出書類

参加を希望する者は、実施要項及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書等の提出書類

(ア) 参加申込書 (様式 2)	1 部
(イ) 参加資格調書 (様式 3)	1 部
(ウ) 業務実績調書 (様式 4)	1 部
(エ) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書 (様式 5)	1 部
(オ) 委任状 (様式 6)	1 部

イ 提案書等の提出書類

(ア) 葵区工区企画提案書届出書 (様式 8)	正本 1 部	副本 6 部
(イ) 清水区工区企画提案書届出書 (様式 8)	正本 1 部	副本 6 部

なお、紙媒体のほか、電子データを格納した CD-R または DVD-R を 1 枚提出すること。

(2) 提出期限

ア 参加申込書等の提出期限

令和 2 年 9 月 25 日 (金) 17 時 (必着)

イ 提案書等の提出期限

令和 2 年 9 月 30 日 (水) 17 時 (必着)

(3) 提出方法

電話にて「14 問い合わせ先」に記載する担当窓口へ連絡し、持参又は郵送による。
なお、受取日時及び配達完了が証明できる方法による。また、手渡しに際し、会社名、所属、氏名等が分かるものを持参すること。

見積書及び内訳書については、封筒に入れ、封筒の表面に以下の事項を記入すること。

ア 宛先「静岡市長 田辺 信宏 宛」

イ 内容「静岡市情報通信基盤整備事業における事業者選定企画提案書等」

ウ 商号又は名称

エ 代表者の職及び氏名

オ 「見積書及び内訳書」在中

また、封緘 (封の糊付け)、封筒の継ぎ目に押印し、提出すること。

(4) 提出先

「14 問い合わせ先」に記載する担当窓口。

8 審査方法

提出された企画提案書について選定のため審査会を設置し、内容審査の上、事業者を選定する。

なお、審査は、葵区工区及び清水区工区それぞれにおいて行い、審査内容は下表に基づき選定委員が審査する。

評価項目	評価ポイント
1 事業実施体制	事業を実施可能な体制 適切な工期計画 遅延リスクへの対応
2 サービス内容及びサービス体制	通信速度、初期費用・利用料金、利用可能なサービス、サービスの安定性、サービス利用後の保守体制
3 施工実績	他自治体での施工実績
4 サービス対応エリアの地域要望対応	サービス提供エリアについて地域からの要望への対応可否 例：整備困難地域への代替手段の提示等
5 整備費用	提案内容に基づく適切な事業費の積算
6 サービス申請対応	整備後のサービス申込に対する対応

9 審査結果

(1) 通知方法

全ての応募者に書面にて通知する。

(2) 通知時期

令和2年10月6日(火)【予定】

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

11 情報公開及び提供

市は、提出された企画提案書等について、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開になる場合がある。また、本事業者選定による事業者決定前において、公正又は適正な事業者選定に影響が

出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

12 補助金交付額

- (1) 補助金交付額の上限は、令和2年度静岡市一般会計補正予算（第6号）に計上した静岡市情報通信基盤整備事業費助成の予算額とする。
- (2) 静岡市議会で予算案が可決された場合に限り行う。予算案が可決されない場合でも、静岡市は一切の責任を負わないこととし、本件に要した経費等に係る賠償責任は負わず、補てんも行わない。
- (3) 補助金交付額に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（当該補助金に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率に乗じて得た金額の合計額に補助金の割合に乗じて得た金額をいう。）に相当する額を減額しなければならない。

13 その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、直ちに辞退届（様式7）によりその旨を「14 問い合わせ先」に通知すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1工区につき1案とする。

イ 提出された全ての書類は返却しない。また、提案後の差し替え、追加及び削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出者に無断で、今回の審査以外には利用しない。

エ 本提案に係る書類作成及び提出に要する費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。

(3) 交付要綱については、令和2年度静岡市一般会計補正予算（第6号）の可決・成立後の制定となるため、今後内容に変更を生じる場合がある。

(4) やむを得ない理由等により、本事業者選定を中止することがあるが、この場合、本事業者選定に要した費用を本市に請求することはできない。

(5) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市が選定した事業者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 異議申立

申請者は、本事業者選定の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立

てることはできない。

(7) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 問い合わせ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 総務局 ICT推進課（担当：前田、久保田）

電話：054-221-1341 ファクシミリ：054-254-3915

電子メールアドレス：ict@city.shizuoka.lg.jp